

重点項目 ⑤ 安全・安心で、魅力あふれる学校づくり

基本的方向 ② 教職員の資質・能力の向上

取組みの内容 2 学校における働き方改革の推進

学校を取り巻く環境の複雑化や多様化に伴い、学校に求められる役割が拡大し、教員が担うべき業務は質・量ともに増加しており、その長時間勤務の常態化が課題となっています。

このため、教員がゆとりを持って教育活動の充実や指導力の向上に努めたり、人間性・創造性を豊かにしたりできるよう、学校における働き方改革を推進するとともに、教職員の心身両面の健康管理対策の充実に努めます。

現状と課題

- 教職員がそれぞれの業務に全力投球でき、子どもたちに対して質の高い教育活動を行うことができる環境を作っていくために、学校における働き方改革について、あらゆる手立てを尽くして取組みを進めていくことが重要であり、香川県教育委員会では、平成30年3月に策定した「教職員の働き方改革プラン」（計画期間：平成30年度～令和2年度）に基づいて学校における働き方改革を進めてきました。
- 教職員の時間外勤務時間は減少傾向となっていますが、県立高校等では未だ半数以上の教諭等が、月当たりの時間外勤務時間が45時間を超えている状況です。また、新学習指導要領への対応や教育におけるICT活用の推進に伴う新たな業務も発生していることから、引き続き、教職員の長時間勤務の解消に向けて取り組めます。
- 常態化する教職員の長時間勤務は、健康障害の防止やワーク・ライフ・バランスの充実等の観点からも早急な改善が必要です。令和元年12月、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）が改正され、学校における働き方改革を推進するための総合的な方策の一環として、「業務量の適切な管理等に関する指針の策定」および「1年単位の変形労働時間制の導入」が行われることになりました。
- 「業務量の適切な管理等に関する指針の策定」については、本県では、令和元年度末に、公立全校種の教員について時間外在校等時間の上限に関する規則等の整備を行い、原則として、月45時間、年間360時間を超える教職員をゼロにすることをめざし、業務の適正化や効率化、学校運営の改革と教職員の意識改革、保護者、地域への理解促進に取り組んでいるところです。
- 「1年単位の変形労働時間制」は、繁忙期の正規の勤務時間を延長し、その分を長期休業期間中に休日としてまとめ取りする制度であり、業務量の削減、客観的な勤務時間管理の徹底、外部人材の活用など他の施策と相まって、学校における働き方改革を進めるための一つの選択肢となり得るものです。本県では、本制度を活用したい学校や教員が活用できるよう、条例等を改正し、令和3年4月1日から施行されています。
- 教員がこれまで経験したことのない部活動の顧問になったり、休日に大会や対外試合等での生徒の引率を行ったりするなど、部活動の指導が教員の負担になっている現状があることから、指導体制の充実と教職員の負担軽減を図ることが求められています。
- 業務の多忙化や複雑化、仕事上のストレスの増加等、教職員を取り巻く職場環境の変化の中で、本県の教員の在職者に占める病気休職者の比率（在職者比率）は、全国平均より低いものの、病気休職者のうち、半数以上が精神疾患によるものです。

このため、学校において教職員が教育活動に専念できる適切な職場環境を整備するとともに、教職員自らの健康管理意識を向上させることが大切です。また、予防から職場復帰、再発防止までの総合的なメンタルヘルス対策を推進することが必要です。

主な施策

■ 5-②-2-(1) 教職員の働き方改革の推進

- 県立学校の時間外勤務の状況を把握するとともに、県立学校における取組みの進捗状況の確認や機動的な見直しを行い、学校における取組みのフォローアップを図ります。
- 市町教育委員会に対しては、県立学校での取組み等を適宜周知し、積極的な取組みを促進するとともに、業務改善の進捗状況や教職員の勤務状況の把握に努めます。
 - ◆ 教職員の在校等時間把握等による意識啓発
 - ◆ 小・中学校における35人学級の実施、小学校高学年における専科指導の拡充
 - ◆ 各学校の優れた取組み事例の共有
 - ◆ 研修内容の見直しや精選、オンライン研修の拡充
 - ◆ 夏季休業期間中の年休等の取得促進
 - ◆ 1年単位の変形労働時間制の活用
 - ◆ 部活動ガイドラインの遵守と、短時間で効果的な部活動の推進
 - ◆ 保護者・地域への理解促進

■ 5-②-2-(2) 学校を支える専門スタッフの充実

- 教員や学校事務職員とともに、校長のリーダーシップのもと、チームとして適切に役割分担できる体制づくりのために、専門スタッフの充実を図ります。
 - ◆ 部活動指導員やスクールサポートスタッフの配置推進
 - ◆ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置推進
 - ◆ スクールサポートチームの派遣や活用支援の充実
 - ◆ 退職・離職教員の効果的な活用を図るため、講師候補者のデータベースの充実

■ 5-②-2-(3) 教職員のメンタルヘルス等健康管理の推進

- 労働安全衛生法や学校保健安全法に基づく労働安全衛生管理体制の整備、充実を図り、快適な職場環境づくりと疾病の早期発見、早期対応に努めます。
- 過重労働による心身の健康障害を防止するため、業務の見直しや効率化により、時間外勤務の縮減を図るとともに、長時間の時間外勤務を行った教職員に対して、医師による面接指導等を行います。
- メンタルヘルス対策として、一次予防（メンタルヘルスの保持増進と不調の未然防止）、二次予防（不調の早期発見、早期対応）、三次予防（円滑な職場復帰と再発防止）の各段階に合わせた効果的な対策に取り組めます。
 - ◆ 定期健康診断等の実施と事後指導
 - ◆ 過重労働者への医師の面接指導の実施
 - ◆ 定期的なストレスチェックの実施と高ストレス者への医師の面接指導等の実施
 - ◆ メンタルヘルス相談体制の充実と管理監督者や職階別のメンタルヘルス研修の実施
 - ◆ 病気休職者の円滑な職場復帰と再発防止支援

数 値 目 標

番号	指標	現状	令和7年度の目標
28	県立学校教職員の年次休暇の年間取得日数	9.1日	15日以上